

社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償
に関する規程

ひ社協規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会の役員、評議員及び各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会定款第10条及び第25条に基づき役員等に報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 常務理事を除く役員等が、それぞれ関係の会議（理事会・評議員会を含む）に出席し、又はその職務に従事したときは、費用弁償として日額3,000円を給する。ただし、ひたちなか市の特別職又は一般職を兼ねる役員には支給しない。

(旅費)

第4条 役員等がその職務を遂行するために旅行したときは、前条の規定にかかわらず、ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）を準用する。

2 前項の定めのほか、公用車を用い、団体をもって研修、見学、調査等を実施する場合にあっては、実費をもって費用弁償を打ち切ることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

平成29年1月27日 一部改正